

# 定 款

UT グループ株式会社

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、UTグループ株式会社と称し、英文では UT Group Co., Ltd. と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、並びに次の事業を営むことを目的とする。

1. 業務請負・業務受託事業
2. 労働者派遣事業
3. 有料職業紹介事業
4. 再就職支援事業
5. 教育研修施設の運営事業
6. 情報サービス提供事業
7. 企業経営における教育・コンサルティング・カウンセリング事業
8. ソフトウェア・コンピューター・情報通信端末、その他マルチメディア関連システム及びこれらの周辺機器の研究、開発、運用、保守、輸出入及び販売事業
9. 機械のリース・レンタル・販売事業
10. 投融資及び保証事業
11. 生命保険の募集に関する事業
12. 損害保険代理業
13. 前各号に付帯又は関連する一切の事業
14. その他適法な一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、160,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権利行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株 主 総 会

(基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の最終日後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

2. 株主総会は、本店所在地又はその隣接地のほか、東京都区内において招集することができる。
3. 当会社の株主総会は、 場所の定めのない株主総会とすることができます。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は、5 名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第 19 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く）の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員である者を除く）の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

### (常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

### (監査等委員会の招集手続)

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

### (監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 計 算

### (事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

### (剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の各四半期配当の基準日は以下のとおりとする。

第 1 四半期配当 6 月 30 日  
第 2 四半期配当 9 月 30 日  
第 3 四半期配当 12 月 31 日  
第 4 四半期配当 3 月 31 日

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 第15回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会の決議による免除及び損害賠償責任を限定する契約については、なお当該定時株主総会終結前の定款第37条第1項及び第2項の定めるところによる。